



子育て世帯生活支援特別給付金を支給します



確認
してね

- 対象者 低所得の子育て世帯で、次のいずれかに該当する人(ひとり親世帯分の給付金を受け取った人を除く)
 - ・令和3年度の住民税が非課税で、18歳未満の児童*を養育する父母等
 - ・令和3年1月以降に収入が急変(住民税非課税に相当する程度まで減少)した、18歳未満*の児童を養育する父母等
- ※令和3年3月31日現在で18歳未満の児童が対象です。
- ※特別児童扶養手当の支給対象となる障害児は、20歳未満が対象です。
- ※令和4年2月末までに生まれる新生児も対象です。
- 支給額 児童1人当たり一律5万円
- 申請期間 7月1日(木)～令和4年2月28日(月)
- 支給時期
 - ①…7月中旬頃
 - ②…8月以降可能な限り速やかに支給



町公式ホームページ

- 支給方法
 - ①令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で住民税非課税の人は、申請不要です。同手当の支給口座に振り込みます。
 - ②①以外の方は、申請が必要です。申請に必要な書類を子育て支援課に持参または郵送してください。様式は町ホームページまたは子育て支援課で取得できます。
- 申し込み・問い合わせ
 - 子育て支援課 子育て支援係 ☎(232)2202
 - 福祉課 地域福祉係 ☎(232)4913



医療費が高額になるときは 限度額適用認定証を活用しましょう

1カ月の医療費が高額になったとき、自己負担限度額を超えた分が「高額療養費」として支給されます。限度額は所得区分によって異なるため、あらかじめ認定証の交付を申請してください。

健康・保険課 国民健康保険係 ☎(232)4912

限度額適用認定証を医療機関に提示すると、窓口での負担は限度額までになります。



- ①国民健康保険の人
 - 新規申請 事前に健康・保険課または西部支所に申請してください。
 - 更新 有効期限は7月31日(土)です。引き続き必要な人は、8月中に申請してください。

- 必要書類 国民健康保険証、印鑑、マイナンバーの分かるもの
- ※国民健康保険税の滞納がある世帯には、認定証が交付されない場合があります。
- ※70歳以上の人は、低所得者Ⅰ・Ⅱおよび現役並みⅠ・Ⅱの人が限度額適用認定証の交付対象となります。



申請してくださいね!

- ②後期高齢者医療保険の人
 - 新規申請 住民税非課税世帯と現役並みⅠ・Ⅱの人は、認定証を発行しますので、健康・保険課または西部支所に申請してください。
 - 更新 有効期限は7月31日(土)です。8月1日(日)以降も引き続き当てはまる人には、保険証と一緒に新しい認定証(黄色)を送ります。
- 必要書類 後期高齢者医療被保険者証、マイナンバーの分かるもの(代理人の場合 委任状、身分証)

自己負担限度額(月額)

70歳以上の人

負担割合	所得区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
3割	690万円以上(現役並みⅢ)	252,600円+(医療費-842,000円)×1% (4回目以降の限度額140,100円)	
	380万円以上(現役並みⅡ)	167,400円+(医療費-558,000円)×1% (4回目以降の限度額93,000円)	
	145万円以上(現役並みⅠ)	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (4回目以降の限度額44,400円)	
1割(75歳以上)	一般	18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 (4回目以降の限度額44,400円)
2割(70~74歳)	低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
	低所得者Ⅰ		15,000円

70歳未満の人

所得要件	区分	3回目まで	4回目以降
901万円を超える	ア	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	140,100円
600万円を超え901万円以下	イ	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	93,000円
210万円を超え600万円以下	ウ	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
210万円以下(住民税非課税世帯を除く)	エ	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯	オ	35,400円	24,600円



災害に備える 2

5月20日から、自治体が町民の皆さんに避難をうながす避難情報に変更されました。広報きくよう6月号の2~3ページと一緒にご覧ください。

「危険な場所から全員避難」とは

大雨や台風ときには、浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの危険な場所から離れる「立退き避難」が原則です。避難先は、町の避難所だけでなく、安全な親戚・知人宅や、安全なホテル・旅館(料金は必要です)なども選択肢です。

浸水や土砂災害の危険がない場合は、自宅に留まり安全を確保しましょう。

警戒レベル4 避難指示

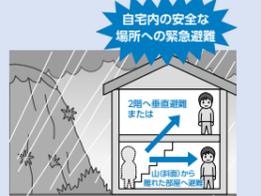
例えば、洪水の恐れがあっても町全体が危険となるわけではありません。上階への移動などで安全を確保できる人もいます。避難指



示は、低層階や平屋などにお住まいで浸水のおそれがあり立退き避難が必要と考えられる人に対して発表されます。

警戒レベル5 緊急安全確保

災害発生または切迫している場合には、他の場所へ移動することはむしろ危険な場合があります。同じ建物の高い位置やすぐ近くの丈夫な建物、家の中でも土砂崩れの恐れのある方向とは反対側へ移動するなど、その場ですぐに身の安全を確保しましょう。



普段からどのような行動を取るか、ご家族で話し合い、決めておくことが大切です。

- 問い合わせ
 - 危機管理防災課 防災安全係 ☎(232)2110

